

川西町関係人口創出事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川西町において、地域や地域の人々と多様に関わる人々（以下「関係人口」という）を創出する活動に主体的に取り組み、地域を活性化させ、愛着と誇りの持てる魅力ある地域づくりを推進することを目的とし、任意団体及びグループ等（以下「任意団体等」という。）が、自主的、主体的に企画・提案・実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる任意団体等（以下「補助対象団体」という。）は、関係人口を創出する事業を実施する団体であって、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 町内において事業を行っている、または今後行うことを予定していること。
- (2) 5人以上で構成されていること。
- (3) 組織の運営に関する規約等を定めて、計画的、継続的に活動を行っている、または今後行うことを予定していること。
- (4) 会計が適正に管理されていること。
- (5) 川西町町民提案型まちづくり事業補助金交付要綱（平成28年川西町告示第51号）第3条の補助対象団体要件に該当しない団体であること。

2 前項第2号に規定する構成員全員について、町に納付すべき町税を完納していない場合は、補助対象団体となることができない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める団体が行う、関係人口創出に資すると認められる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象事業とすることができない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治、宗教又は選挙に関するもの
- (4) 施設等の建設及び整備に関するもの
- (5) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に関する助成を受けているもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 各自治会を実施主体とするもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費全額のうち、10万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする任意団体等は、川西町関係人口創出事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長が定める期限内に町長に提出しなければならない。

- (1) 団体会員名簿(第2号様式)及び誓約書(第2-2号様式)
- (2) 事業提案書(第3号様式)
- (3) 事業収支予算書(第4号様式)
- (4) その他補助金の交付に関し町長が必要と認めるもの

(審査)

第7条 申請された内容についての審査は、川西町関係人口創出事業補助金審査会(以下「審査会」という。)で行う。

2 審査の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公益性
- (2) 事業の実現性
- (3) 創意工夫・先駆性
- (4) 発展性
- (5) 組織の健全性

(交付決定)

第8条 町長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した審査会の審査結果を尊重し、当該申請団体が次の各号のいずれかに該当する者である場合を除き、補助金を交付することが適当である認めるときは、補助金の交付を決定し、川西町関係人口創出事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 川西町暴力団排除条例(平成23年川西町条例第17号)第2条第3号に規定する暴力団員等の統制下にある団体

2 町長は、前項の審査会の審査結果から補助金を交付することが適当ではないと認めるときは、川西町関係人口創出事業補助金不交付決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

3 町長は、第1項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、概算払により交付することができる。

2 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」とする。)は、補助金の概算交付を請求しようとするときは、町長の定める期日までに川西町関係人口創出事業補助金概算交付請求書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の概算交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を概算交付するものとする。

2 概算払を行う場合の交付額は、交付決定額の10分の8を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業計画の変更等)

第11条 補助団体が、事業計画を変更又は中止しようとする場合は、あらかじめ川西町関係人口創出事業補助金事業計画変更等承認申請書(第8号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更申請書の提出があったときは、変更前の申請書による第8条の審査結果を考慮し、申請内容を変更又は中止することが適当であると認めるときは、補助金の変更又は廃止を決定し、川西町関係人口創出事業補助金交付変更・廃止決定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(事前着手の禁止)

第12条 補助対象団体は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。

(完了実績報告)

第13条 補助団体は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、川西町関係人口創出事業補助金完了実績報告書(第10号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第11号様式)
- (2) 事業収支決算書(第12号様式)
- (3) 領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、完了実績報告書の提出があったときはその内容を審査し、その報告による成果が第1条及び第3条に適合していると認めるときは、補助金の額の確定をし、川西町関係人口創出事業補助金確定通知書(第13号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助団体は、前条第2項の規定により補助金交付額の確定通知を受けた後に、川西町関係人口創出事業補助金交付請求書(第7号様式)により補助金の請求を行わなければならない。

2 補助団体が補助金の概算交付を受けている場合は、その差額を請求しなければならない。なお、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に概算交付されているときは、川西町関係人口創出事業補助金返還命令書(第15号様式)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは内容を審査し、適切な場合は速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 正当な理由なく事務手続を行わなかった場合

(5) 町長が適当ではないと認めた場合

2 前項の規定は、第13条第2項の規定による補助金の確定があった場合後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、補助団体に対し、川西町関係人口創出事業補助金取消決定通知書（第14号様式）により通知し、川西町関係人口創出事業補助金返還命令書（第15号様式）により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日より施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

1 補助対象者が補助対象事業を実施するのに要する次に掲げる経費を補助対象経費とする。

- (1) 消耗品費
- (2) 印刷製本費
- (3) 光熱水費
- (4) 通信運搬費
- (5) 委託料
- (6) 使用料・賃借料
- (7) 原材料費
- (8) 工事費
- (9) 保険料
- (10) 報償費
- (11) 旅費
- (12) 備品購入費（※事業実施に必要不可欠と認められるものに限る。）
- (13) その他事業を行う上で町長が必要と認める経費

2 以下に掲げるものは補助対象経費としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 飲食費、土産代、商品券等の金券の購入代金、記念品の購入等の経費
- (4) 不動産の購入費
- (5) 補助対象事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費